~初めに~消費税判定表の概要と使い方

令和5年5月

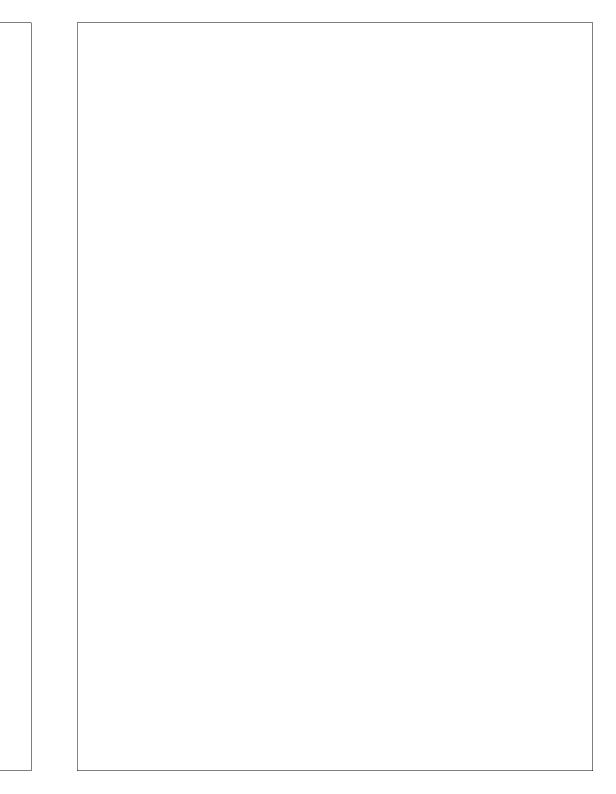
税理士事務所では定期的に(通常は課税期間開始の 1-2 か月前)に、顧問先企業の消費税 課税状況の確認を行い、必要に応じて消費税に関する届出書を提出します。 この消費税判定表は、それらの確認作業を行うためのツールです。

この判定表は免税課税の確認、および本則簡易の比較検討に役割を絞り込んであります。 また、BtoB事業であるがインボイス登録を行わない事業者など、レアケースと思われるもの は詳しく取り扱いません(個別判断とします)。

この判定表はできるだけ内容を絞り込み、シンプルなものに仕上げてあります。 従いまして、既に消費税の仕組み・インボイス制度を専門家として十分理解されている方のご 利用を想定しております。

消費税判定表その一は、全ての顧問先について作成します。 消費税判定表その二は、その一でC判定(=本則課税と簡易課税の比較検討が必要)となった顧問先についてのみ作成します。

消費税判定表その一・その二とも左右 2 ページで構成されます。 まず右側ページを全て完成してから、左側ページの判定を行う流れです。



# 【消費税判定表その一 (免税課税の判定)】

お客様番号					(現	年度(	の課税	<b></b>
お客様名					免税	î	簡易	本則
判定対象期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
係印·検印	(	担当)		(上	-長)		(所	長)

# ◆判定結果 (ABCDEのいずれかに丸をつける)

	14714 (	- 1 - 1 - 2 - 1 - 1 - 2 - 1
А	免税事業者	□BtoC事業のみ=該当する かつ □インボイス事業者=非登録 かつ □売上金額の判定=いずれも1千万円以下 かつ □その他の確認事項=いずれもなし
В	課税事業者 (二割特例)	ロインボイス事業者=登録済み かつ ロ基準期間の課税売上高=1 千万円以下 ※令和8年9月30日含む課税期間までの特例
С	課税事業者 (本則簡易有利判定)	□インボイス事業者=登録済み かつ □基準期間の課税売上高=1 千万円超 5 千万円以下
D	課税事業者(本則課税)	□インボイス事業者=登録済み かつ □基準期間の課税売上高=5 千万円超
E	個別判断	口上記A~Dのいずれにも該当しないケース

# $\downarrow \downarrow \downarrow$

C判定の場合は消費税判定表その二へ進む。

# 【消費税判定表その一 (免税課税の判定)】

# ◆BtoC事業の判定

項目	どちらかに○をつける			
非課税売上事業のみ	=t \(\frac{1}{2}\) \( \frac{1}{2}\) \( \frac{1}2\) \( \frac{1}\) \( \frac{1}2\) \( \frac{1}2\) \( \frac{1}2\) \( \frac{1}2\)			
(主に介護事業・福祉事業など)	該当する/該当しない			
消費者向け事業のみ	=t \u -t 7 \/ (=t \u			
(主に理美容業・教育事業など)	該当する/該当しない			

# ◆届出状況の確認

項目	どちらかに○をつける			
インボイス事業者の登録	登録済/非登録			
簡易課税制度の選択	選択済/非選択			

<sup>※</sup>簡易課税選択済みでも、その後に「不適用届出書」が提出されていないか十分に確認すること。

# ◆売上金額の判定

項目	金額
基準期間の課税売上高	н
特定期間の課税売上高 (課税売上 or 給与等の低いほうの金額)	н

<sup>※</sup>基準期間の課税売上高が1千万円超の場合、特定期間の判定は不要(金額欄に斜線入れる)。

# ◆その他の確認事項

項目	どちらかに○をつける
来期の特殊事情見込み	
(多額の設備投資予定、新規事業進出、休	あり/なし
廃業や事業譲渡)	
過去2年間に高額特定資産(単体1千万円	
以上の棚卸・固定資産)の仕入税額控除	あり/なし

# 【消費税判定表その二 (本則簡易の判定)】

お客様番号					(現	年度の	の課税	<b></b>
お客様名					免税	f	簡易	本則
判定対象期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
係印·検印	(	担当)		(上	-長)		(所	f長)

# ◆事前確認

- □ 判定対象期間が以下の「縛りルール対象期間」ではないことを確認した。
- →簡易課税を選択した場合は少なくとも2年間継続しなければならない(簡易2年縛り)。
- →高額特定資産(単体で税抜 1 千万円以上の棚卸資産または固定資産)を本則で仕入税額 控除した場合はその期間を含め 3 年間は簡易課税を選択できない(本則 3 年縛り)。

#### ◆判定結果その一

	本則税額>簡易税額 従って簡易有利	J
Ī	本則税額<簡易税額 従って本則有利	I
	差額僅少のため現時点での判定は保留	

#### ◆判定結果その二

届	出書の提出不要
簡	易課税制度【選択】届出書の提出必要
簡	易課税制度【選択不適用】届出書の提出必要

# 【消費税判定表その二 (本則簡易の判定)】

#### ◆売上高·仕入高集計

(進行年度)の(年間推移)の(損益)の(税込)の試算表から以下の数値を転記する。

項目	金額		備考	
課税売上		うち		
(税込)		簡易第(	)種	円
	円	簡易第(	)種	円
課税仕入		※注		
(税込)		支払相手が	非インボイスで	あることが明確な
	円	仕入は×80	%した金額とす	る。

# ◆本則課税の税額試算

O = L ## #5		〇仕入税額		〇納付税額
〇売上税額 理税表 b (税は) > 10/110		課税仕入(税込)×10/110		
課税売上(税込)×10/110	_	×課税売上割合	=	

# ◆簡易課税の税額試算

〇売上税額		〇仕入税額		〇納付税額
課税売上(税込)×10/110		売上税額×(90~40%)		
第()種	_		=	
第( )種				
슴計				

※但しある事業が課税売上の 75%以上を占める場合は、そのみなし仕入率を全体に適用できる。